第三百九十一条の見出し中「国土強靭化推進官」の下に「、森林情報高度化推進官」を加え、同条第一項中「国土強靭化推進官一人」の下に「、森林情報高度化推進官一人」を加え、同条中第十五項を第十六項とし、第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12　森林情報高度化推進官は、民有林野の森林資源に係る情報の利用の高度化の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第四百三十条第二項中「及び自然遺産保全調整官一人」を「、自然遺産保全調整官一人及び野生鳥獣管理指導官一人」に、「及び自然遺産保全調整官二人」を「、自然遺産保全調整官二人及び野生鳥獣管理指導官一人」に改め、「生態系管理指導官一人」の下に「及び野生鳥獣管理指導官一人」を加える。

○農林水産省令第六十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第三項（同条第九項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第八十条の二第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

第一条　動物用医薬品等取締規則等の一部を改正する省令（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第二十六条に次の一項を加える。

6　申請者は、法第十四条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けて製造販売しようとする医薬品について、当該承認の申請の際に第一項第一号チに掲げる資料を有しないときは、同項（第一号チに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該資料を当該承認の申請後に農林水産大臣に提出することができる。

第九十一条第二項の表第二十六条第五項の項の次に次のように加える。

第二十六条第六項	法第十四条第一項	法第十九条の二第一項
	同条第九項	同条第五項において準用する法第十四条第九項

第二百八条を次のように改める。

（治験の計画の届出を要する薬物）

第二百八条　法第八十条の二第二項の農林水産省令で定める薬物は、次に掲げるものとする。

一　既に製造販売の承認を与えられている医薬品と有効成分又は効能若しくは効果の対象となる動物（その使用に係る動物の肉、乳その他の生産物が食用に供するために出荷される場合にあっては、有効成分、効能若しくは効果の対象となる動物又は用法若しくは用量）が異なる薬物（動物に直接使用することを目的としないものであって、当該薬物の成分が動物に暴露するおそれのないものを除く。）

二　生物由来製品となることが見込まれる薬物（野生鳥獣管理指導官の職務）

第四百五十二条の二　野生鳥獣管理指導官は、国有林野の保護に関する事務のうち野生鳥獣の管理に関する事項についての指導に関する事務を行う。

第四百五十三条第一項中「及び災害対策専門官一人」を「、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人」に改め、「設計指導官一人」の下に「及び流域保全治山対策専門官一人」を加える。

附則第八項中「福島復旧復興対策官」の下に「、第二百十八条第四項の放射性物質対策調整官」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

第二百十一条を次のように改める。

（治験の計画の届出を要する機械器具等）

第二百十一条　法第八十条の二第二項の農林水産省令で定める機械器具等は、次に掲げるものとする。

一　既に製造販売の承認を与えられている医療機器と形状、構造及び寸法、原料及び材料、性能若しくは効果又は使用方法が明らかに異なる機械器具等（動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼさないもの及び一般医療機器に該当することが見込まれるものを除く。）

二　生物由来製品となることが見込まれる機械器具等

三　その使用に係る動物の肉、乳その他の生産物が食用に供するために出荷される場合において、その全部又は一部が当該生産物に残留するおそれのある機械器具等（既に製造販売の承認を与えられている医療機器と形状、構造及び寸法、原料及び材料、性能又は効果の対象となる動物並びに使用方法が同一のものを除く。）

（動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第二条　動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年農林水産省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第四十三条中「残留している」を「残留していることにより人の健康を損なうおそれのある」に改める。

（動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第三条　動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第四十三条中「一部」を「一部が残留している動物の肉、乳その他の生産物」に、「残留している」を「残留していることにより人の健康を損なうおそれのある」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中動物用医薬品等取締規則第二百八条及び第二百十一条の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　前項ただし書に規定する規定の施行前に開始された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第八十条の二第二項に規定する治験に係る届出については、なお従前の例による。

○国土交通省令第六十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九十条の見出し及び同条第一項中「及びワンストップサービス推進企画調整官及び自動車登録番号標企画調整官」に改め、同条に次の一項を加える。

6　自動車登録番号標企画調整官は、命を受けて、自動車登録番号標に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第九十三条の見出し中「並びに」の下に「リコール業務指導官及び」を加え、同条第一項中「並びに」の下に「リコール業務指導官及び」を、「ユーザー情報企画調整官」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項中「不具合情報調査推進室」の下に「及びリコール業務指導官」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　リコール業務指導官は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の二に規定する自動車製作者等又は同法第六十三条の二第二項に規定する装置製作者等が行う改善措置の実施体制の整備に関する指導及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。